

## IAS21 における機能通貨概念導入の意義

井上 定子

流通科学大学

### 要 旨

本稿では、国際会計基準審議会（IASB）改組当初に取り組まれた改善プロジェクトの結果、2003年に改訂された国際会計基準（IAS）21「外国為替レート変動の影響」を取り上げる。なぜなら、この改訂によりIASBは、外貨換算会計史上テンポラル法とカレント・レート法の併用という意味では同一視されてきた状況アプローチから機能通貨アプローチへと換算アプローチを変更したからである。この問題意識のもと、IAS21において機能通貨概念及び機能通貨アプローチが導入された意義を検討することが、本稿の目的である。

検討の結果、旧IAS21（1993年改訂）の公表以降生じたユーロ導入等の経済環境の変化が、旧IAS21の報告通貨概念に測定面と表示面の問題を生じさせたことが明らかとなった。測定面の問題とは、財務諸表の表示とは異なる通貨を測定に用いる企業が現われたが、報告通貨は表示に用いる通貨と定義されていたため生じた問題である。表示面の問題とは、財務諸表の表示について複数の通貨が自由に選択される必要性が生じたが、旧IAS21では報告通貨の選択に実質上規制を行っていたために生じた問題である。かかる問題を解決するために、IASBは測定に関わる通貨として機能通貨概念をIAS21に導入し、表示に関わる通貨と区分したのである。なお、IASBは機能通貨概念を導入したことにより、IAS21の換算アプローチに異なる換算目的と換算概念が並存するという新たな課題を抱えることとなった。この点は今後の課題としたい。

## 1. はじめに

2001年4月に国際会計基準委員会 (IASC) から国際会計基準審議会 (IASB) へと改組され、会計基準のコンバージェンスに向けて様々なプロジェクトが進められてきた。現在では様々な機関との共同作業により推進がなされている。本稿で取り上げる国際会計基準 (IAS) 21「外国為替レート変動の影響」は、IASBの改組当初に取り組み始めた改善プロジェクトの検討対象であり、2003年12月に主要な改訂が完了している<sup>1)</sup>。

IAS21の主な変更点の1つに「機能通貨 (functional currency)」概念の導入があげられる。改訂以前のIAS21 (1993年改訂：旧IAS21) では外貨表示財務諸表の換算について状況アプローチが採用されていたのに対して、IAS21 (2003年改訂：IAS21) では機能通貨に基づく換算アプローチ (機能通貨アプローチ) が採用された。しかしながら、この機能通貨アプローチは、在外営業活動体の経済環境に応じた換算方法としてテンポラル法 (Temporal Method：TM法) とカレント・レート法 (Current Rate Method：CR法) を併用するアプローチであり、外貨換算会計史上状況アプローチの一形態として位置づけられてきた。外貨表示財務諸表に関する外貨換算方法の変遷を遡れば、「CR法→流動・非流動法→貨幣・非貨幣法→TM法→CR法とTM法の併用 (状況アプローチあるいは機能通貨アプローチ)」という史的展開がみられる<sup>2)</sup>。

ではなぜ、IASBはCR法とTM法を併用する点では同じであるにもかかわらず、状況アプローチから機能通貨アプローチへと変更したのであろうか。かかる変更を換算目的

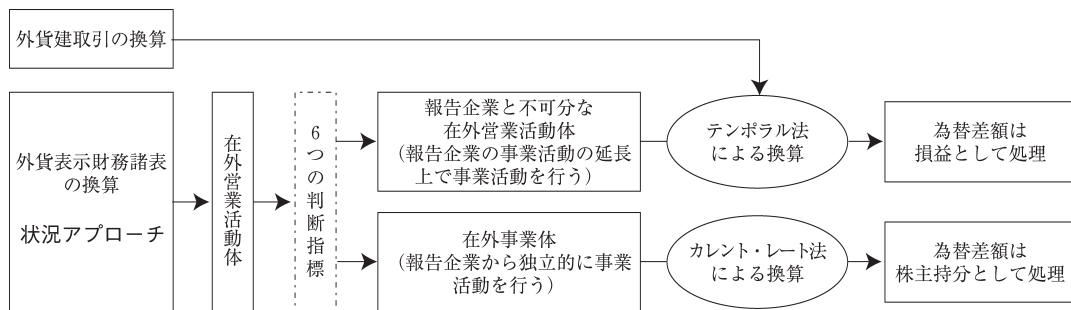
及び換算概念という外貨換算会計の基礎に関わる観点から検討することは、外貨換算方法の史的展開を論じる上で重要な論点の1つであると思われる<sup>3)</sup>。かかる問題意識のもと、本稿では、まず換算目的及び換算概念に着目し、旧IAS21が採用した状況アプローチとIAS21が採用した機能通貨アプローチの特徴と相違点を明らかにする。次に、かかる相違点が旧IAS21の改訂を促した要因といかに関連しているのかについて考察する。そしてこれらの結果を踏まえ、IASBがIAS21に機能通貨概念及び機能通貨アプローチを導入した意義について検討することにする。

## 2. 旧IAS21における状況アプローチ

### 2.1 旧IAS21の換算手続き

本節では、まず旧IAS21 (IASC [1993]) における換算手続きと状況アプローチの特徴を概観する。旧IAS21が採用した状況アプローチは、在外営業活動体をその営業活動の状況に応じて、報告企業の営業活動と「不可分な在外営業活動体」と報告企業から独立して営業活動を行う「在外事業体」とに区分することから始まる。なお、この区分については6つの判断指標が提示されている (IASC [1993] par. 26)。前者の場合、外貨建取引の換算と同じ手続きがとられる。具体的には、外貨建貨幣性項目と外貨建の公正価値を帳簿価額とする非貨幣性項目には決算日レート (CR) を、外貨建の歴史的原価を帳簿価額とする非貨幣性項目には取引日レート (HR) を用いて換算すること、つまりTM法による換算が要請されている (pars. 11, 27)。また、かかる換算過程から生じた為替差額は発生した期の損益として処理される

図表 1 旧 IAS21 における換算手続き



(pars. 15, 27)。

後者の場合、在外事業体の全資産・負債項目を CR で換算する、いわゆる CR 法による換算が要請されている。そして、かかる換算過程より生じる為替差額は当該正味投資額が処分されるまで株主持分として分類されることになる (par. 30)。図表 1 は、旧 IAS21 における換算手続きを表わしたものである。なお、状況アプローチは外貨表示財務諸表の換算についてのアプローチである点に留意される必要がある。

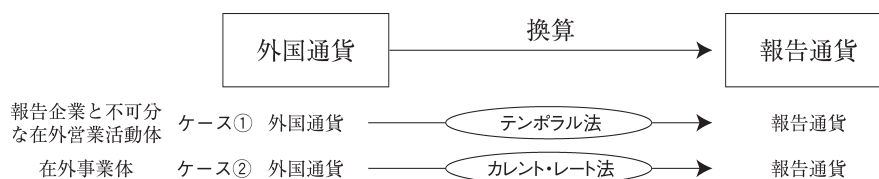
## 2.2 旧 IAS21 における換算目的と換算概念

次に、旧 IAS21 における換算目的を明らかにすると共に、在外営業活動体の営業活動状況より選択適用される 2 つの換算方法による換算とはいかなる概念であるのかについて明らかにする。まず、旧 IAS21 における用語の定義について整理しておく。旧 IAS21 では、換算という用語についての定義は明確になされていないが、関連用語として「報告通貨」と「外国通貨 (外貨)」という 2 つの通貨について定義がなされている。報告通貨とは財務諸表の作成表示にあたって用いる通貨を意味し、外国通貨とは企業の報告通貨以外の通貨を意味する (IASC [1993] par. 7)。

そして、報告企業の財務諸表に外貨建取引及び在外営業活動体を組み込むために、外貨建取引は報告企業の報告通貨で表示されることになり、在外営業活動体の外貨表示財務諸表は報告通貨へと換算されることになる。図表 2 は、外貨表示財務諸表の換算アプローチである状況アプローチの換算プロセスを表わしたものである。状況アプローチでは、まず在外営業活動体の分類 (「報告企業と不可分な在外営業活動体」と「在外事業体」の 2 分類) が行われ、その結果により TM 法あるいは CR 法のいずれかが適用され外国通貨から報告通貨へと換算が行われる。なお、在外営業活動体の分類パターン及び定義される通貨が 2 つであることから換算プロセスも 2 ケースとなる。

では、在外営業活動体の外貨表示財務諸表を報告通貨へと換算するプロセスはいかなる意味をもつのであろうか。ここでは、在外営業活動体を 6 つの指標によって「不可分な在外営業活動体」と「在外事業体」へと分類する際の記述が参考になる。つまり、不可分な在外営業活動体は、その事業を報告企業の営業の延長であるかのように運営している。そのため、報告通貨と在外営業活動体の所在国の通貨 (旧 IAS21 の定義によれば外国通貨) との間の為替レート変動は、報告企業の営業

図表 2 状況アプローチの換算プロセス



活動からのキャッシュ・フローにほぼ即時に影響を与える。したがって、為替レート変動は、在外営業活動体が所有する個々の貨幣性項目に影響を与えることになる (IASC [1993] par. 24)。これに対して、後者の在外事業体は報告企業から独立して外国通貨により営業活動を行っている。したがって、報告通貨と外国通貨との間の為替レート変動は、在外営業活動体と報告企業のいずれに対しても、営業活動からの現在又は将来のキャッシュ・フローが直接受ける影響はほとんどない。このような為替レート変動は、在外営業活動体が所有する個々の貨幣性項目及び非貨幣性項目よりも、むしろ報告企業の当該在外営業活動体に対する正味投資額に影響を与えることになる (IASC [1993] par. 25)。

このように在外営業活動体を分類する理由は、為替レートの変動の影響を受ける部分が営業活動状況により異なるためであり、この影響部分を認識し測定するために、「不可分な在外営業活動体」には TM 法が、「在外事業体」には CR 法が適用されることになる。つまり、旧 IAS21 において、換算とは外国通貨から報告通貨へと為替レートを適用し報告通貨の観点から為替レート変動の影響を認識するプロセスであると捉えられている。このことは、旧 IAS21 における主たる問題点として、いかなる為替レートを適用し為替レート変動による影響を財務諸表上どのように認識するかを決定することである (IASC

[1993] 目的) と言及されていることから明らかである。

以上のことから、旧 IAS21 における状況アプローチは報告通貨を中心とした換算アプローチであることがわかる。なぜなら、換算目的として報告通貨の観点から為替レート変動の影響を認識し測定することが想定されており、この目的を達成するために在外営業活動体の営業活動状況に応じて2つの換算方法が選択適用されているからである。しかも、そのことからこれら2つの方法による換算は共に、報告通貨の観点より為替リスクを測定するという意味での「測定」を表わしていると解される。

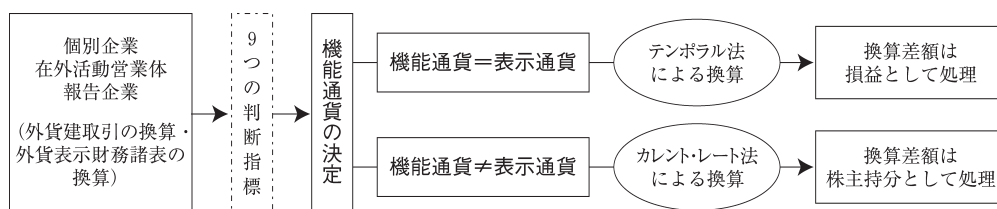
### 3. IAS21 における機能通貨アプローチと状況アプローチとの相違点

#### 3.1 IAS21 の換算手続き

IAS21 (IASB [2003]) において採用された機能通貨アプローチは、機能通貨概念を中心とした換算アプローチである。従来、旧 IAS21 では「報告通貨」が用いられていたが、IAS21 ではその代わりに「機能通貨」と「表示通貨」が用いられている (par. IN6)。機能通貨とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨—企業が主に現金を創出し支出する環境の通貨—をいい、表示通貨とは財務諸表が表示される通貨をいう



図表 3 IAS21 における換算手続き



(IASB [2003] pars. 8-9)。

そして、IAS21では、企業の財務諸表に外貨建取引及び在外における営業諸活動を取り込む方法と、財務諸表を表示通貨に換算する方法を規定するという目的とが述べられている。そして、主な論点としてどのような為替レートを用いて換算を行い、為替レート変動の影響を財務諸表上にいかに計上するのかがということが掲げられ、機能通貨概念を中心に据えた換算手続きが規定されている (pars. 1-2)。具体的には、まず、独立した個別企業であるのか、在外営業活動体（子会社や支店）であるのか、あるいは在外営業活動体を抱える企業（親会社や本店）であるのかにかかわらず、財務諸表を作成する際にまず9つの判断基準<sup>4)</sup>にしたがって機能通貨を決定することが要請される。その後、外貨建又は外貨表示項目は機能通貨へと換算されると共に、その影響額の報告が要請されているのである (IASB [2003] pars. 9-11, 17-18)。

IAS21は、外貨建取引の換算に関する規定から始まる。外貨建取引とは、外国通貨で表示し外国通貨で決済される取引をいい、外貨建取引を機能通貨で当初認識する場合原則HRにより換算されるが、実務上の配慮からその近似レートとしてARの適用も容認されている (IASB [2003] pars. 20-22)。当初認識後、決算日毎に外貨建項目のうち貨幣性項目はCRによって換算・報告される。また、

歴史的な原価で記録されている非貨幣性項目はHRによるが、その項目が公正価値で測定・記録されている場合はCRによって換算・報告されることになる。その結果生じる換算差額は、その期の損益として処理される (IASB [2003] pars. 23, 28)。

この規定を踏まえて、IAS21では在外営業活動体が連結、比例連結又は持分法により報告企業の財務諸表に含まれるように在外営業活動体の財務諸表を表示通貨に換算する場合の換算手続きについて定めている。報告企業（例えば、親会社、本店など）の表示通貨と機能通貨が同じである在外営業活動体の外貨表示財務諸表を機能通貨へと換算する場合、外貨建取引と同様の換算方法（TM法）を用い、かかる換算から生じる為替差額は外貨建取引から生じる為替差額と同様にその期の損益として処理されるとする (IASB [2003] par. 34<sup>5)</sup>。

さらに、IAS21では、企業はいかなる通貨（または複数の通貨）でも財務諸表の表示に用いることができるとし、表示通貨が機能通貨と異なる場合の換算手続き（換算方法と為替差額の処理）について規定がなされている (IASB [2003] pars. 38-43)。機能通貨と表示通貨が異なる場合、全資産・負債項目はCRを用い損益項目はHR（あるいはAR）を用い換算する、すなわちCR法の適用が要請<sup>6)</sup>されると共に、かかる換算から生じる為替

差額は株主持分として処理されることが要請されている（IASB [2003] pars. 39-44）。図表3はIAS21における換算手続きを表わしたものである。なお、機能通貨アプローチは、外貨建取引の換算と外貨表示財務諸表の換算を含めた換算アプローチであることに留意が必要である。

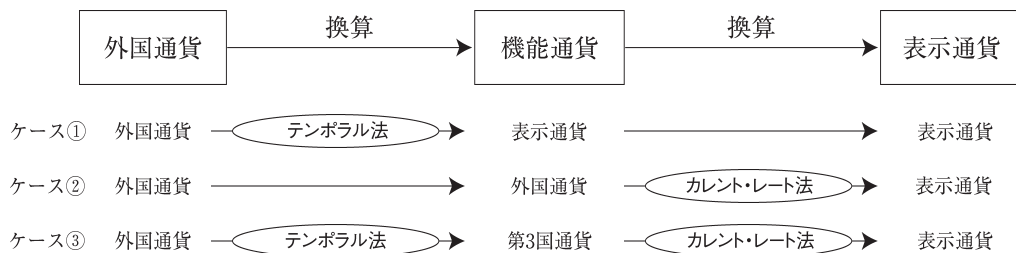
### 3.2 IAS21における換算目的と換算概念

IAS21における換算目的を検討するにあたり、機能通貨アプローチの換算プロセスについて概観する。機能通貨アプローチでは、全ての企業（単独・在外営業活動体・報告企業にかかわらず）は機能通貨を決定し、機能通貨が表示通貨と同じ場合には当該企業の財務諸表は外国通貨から機能通貨へとTM法により換算される。また機能通貨が表示通貨

示通貨、ケース③外国通貨≠機能通貨≠表示通貨、の3つである。図表4は、上記の組み合わせを踏まえて機能通貨アプローチの換算プロセスを表わしたものである。

続いて、機能通貨アプローチにおける換算目的と、機能通貨により選択適用される2つの換算方法の意味する換算概念について明らかにする。まず、外国通貨から機能通貨の換算について考察する（図表4参照）。上述のようにIAS21では全ての企業は財務諸表を作成する際にまず機能通貨を決定し、次に外貨建又は外貨表示項目を機能通貨に換算し当該換算の影響額を報告することが換算手続きであるとされている。この点に着目すれば、IAS21において機能通貨への換算は為替レート変動の影響を認識するプロセスとして捉えられているといえる。また、IAS21の主たる論点として、どのような為替レートを用

図表4 機能通貨アプローチの換算プロセス



以外である場合、その財務諸表はすでに機能通貨により表示されているため、機能通貨から表示通貨へとCR法により換算される。しかも、IAS21では機能通貨と表示通貨以外に旧IAS21で定義された外国通貨も引き続き用いられている。そのため、IAS21では3つの通貨が換算プロセス上登場することになる。そうすると、次の組み合わせが考えられる。つまり、ケース①外国通貨≠機能通貨=表示通貨、ケース②外国通貨=機能通貨≠表

いて換算を行い為替レート変動の影響を財務諸表上にいかに計上するのかということも掲げている点からも、ここでは旧IAS21と同様に為替レート変動の影響を認識することに重きがおかれていると解される。よってIAS21において、換算は為替レート変動の影響を認識するプロセスであり、換算目的は機能通貨の観点から為替リスクを測定することが想定されているといえる。しかもそのことから、外国通貨から機能通貨への換算は、

機能通貨の立場から為替リスクを測定するという意味での「測定」を表わしていると解釈できる。

次に、機能通貨から表示通貨への換算について考察する。図表4から明らかのように、IAS21では機能通貨から表示通貨への換算はCR法により行われる。ここでCR法を採用した論拠としてIASBは次のように述べている。「審議会は、換算方法は機能通貨に対して別の通貨が代替となることによる効果をもってはならないことに合意した。換言すると、異なる通貨で財務諸表を表示することが基本的項目の測定方法を変えてはならないのである。むしろ換算方法は、機能通貨で測定される基本的金額を別の通貨で表わすだけのものである。(IASB [2003] par. BC16)」。この記述から明らかなように、機能通貨から表示通貨への換算は、機能通貨を測定単位とする変換プロセスであり、ここで想定される換算目的は、機能通貨による換算結果を変えることなく換算することである。このことから、CR法による換算は機能通貨から表示通貨へ単に表示を変える「再表示」を意味すると解釈できる。

以上要するに、IAS21の機能通貨アプローチには、機能通貨の観点より為替リスクを測定する目的を達成する換算(測定)と機能通貨における換算結果を維持する目的を達成する換算(再表示)という2つの換算目的及び換算概念がみられるのである。

### 3.3 状況アプローチと機能通貨アプローチの相違点

本項では、上述の議論を踏まえ、旧IAS21における状況アプローチとIAS21における機能通貨アプローチの相違点について整理を行う。まず第1に、両アプローチの中

心にある通貨概念に相違がみられる。状況アプローチは、外国通貨と報告通貨の2つの通貨を用いた報告通貨概念を中心とする換算アプローチである(というのは、状況アプローチは報告通貨の立場から為替レート変動の影響を認識する換算プロセスをもつからである)。これに対して、機能通貨アプローチは新たに導入した機能通貨及び表示通貨と外国通貨の3つの通貨を用いた機能通貨概念を中心とする換算アプローチである(というのは、機能通貨アプローチには、機能通貨の観点より為替リスクを測定する目的を達成する換算プロセスと機能通貨における換算結果を維持する目的を達成する換算プロセスをもつからである)。

第2に、状況アプローチではTM法とCR法のいずれかにより換算が行われるのに対して、機能通貨アプローチでは2つの方法を組み合わせて換算が行われる場合が存在する。図表2と図表4を比較すると、ケース①(TM法により外国通貨から表示通貨へと換算されるケース)とケース②(CR法により外国通貨から表示通貨へと換算されるケース)は、状況アプローチと機能通貨アプローチは同じプロセスとなる。しかしながら、機能通貨アプローチではケース③のような機能通貨が表示通貨でもない外国通貨でもない第3国通貨であるケースが存在する。この場合、まず外国通貨から機能通貨である第3国通貨へとTM法により換算され、その後にCR法により表示通貨へと換算されることになる。このように機能通貨アプローチでは、状況アプローチではみられない2つの換算方法を組み合わせて換算するケース③が存在するのである。

最後に、状況アプローチでは1つの換算目的が想定され2つの換算方法は同じ目的を達

成するための方法として位置づけられているのに対して、機能通貨アプローチでは2つの換算目的が想定され2つの換算方法はそれぞれ異なる目的を達成する方法として位置づけられている。特にCR法による換算の捉え方には大きな相違がみられる。状況アプローチにおいてCR法は、報告通貨の立場から為替リスクを測定する目的を達成する方法（測定）として考えられていたが、機能通貨アプローチでは機能通貨による換算結果を維持する目的を達成する方法（再表示）として位置づけられている。

以上の3点が、状況アプローチと機能通貨アプローチの主な相違点としてあげられる。では、どのような経緯から旧IAS21の改訂が促され、結果としてIAS21において機能通貨アプローチが採用されたのであろうか、次節において検討することにする。

## 4. IAS21において機能通貨概念を導入した意義

### 4.1 旧IAS21の改訂要因 —SICを手掛りとして—

旧IAS21（1993年）以降公表された解釈指針（SIC）を手掛りとして、旧IAS21の改訂を促した要因を明らかにすることにしたい。なお、SICの中で機能通貨概念の導入に関係しているものは、SIC 19「報告通貨—IAS21及びIAS 29による財務諸表の測定及び表示」(IASC [2000]<sup>8)</sup>)とSIC 30「報告通貨—機能通貨から表示通貨への換算」(IASC [2001])である。しかし、欧州経済通貨連合(EMU)が発足する1999年からユーロそれ自体が通貨となることを受けて公表されたSIC 7「ユーロの導入」(IASC [1998])は、現在においてもIAS21を補完

する解釈指針として存在することから、本項ではこの3つのSICを手掛りとした。

結論からいえば、旧IAS21の改訂を促した主な要因として次の点があげられる。まず、SIC 7においてユーロを他の通貨同様に取り扱い、旧IAS21の適用を容認したこと(IASC [1998] pars. 3-4)から、ユーロを報告通貨として用いる際に生じる問題点が顕著化したことである。次に、超インフレーション経済下にある国々に対する投資の増加とそれらの国における企業の急速な発展により、かかる通貨を報告通貨として用いる際に生じる問題点が顕著化したこと(小宮山 [1999] p. 98)、そして、旧IAS21の報告通貨の選択に関する規定について問題が生じたことがあげられる(IASC [2001] par. 14; IASC [2003] par. BC12)。

これら3つの問題点は、SIC 19において指摘されているように、旧IAS21において報告通貨が財務諸表の表示に関わる通貨と定義されているが、財務諸表の測定にも重要な関わりをもつ—表示通貨と機能通貨<sup>9)</sup>という2つの意味をもつ—ことに起因している(IASC [2000] par. 1)。なぜならユーロ導入に伴い、ユーロを機能通貨(測定に関わる通貨)として用いる一方で財務諸表の表示にその他の通貨を用いる(測定に関わる通貨と表示関わる通貨とが異なる)というケースが、顕著に現れるからである。この問題は、SIC 19の公開草案によれば、ユーロ導入以前に超インフレーション経済下の通貨を財務諸表の表示に用いる企業が貨幣価値の安定した通貨(例えば、米ドル)を機能通貨として選好することからすでに生じていた(小宮山 [1999] p. 98)。このように、ユーロ導入等の経済環境の変化により表示に関わる通貨として定義される報告通貨に測定に関わる通貨



としての意味が付されるようになった。これを受けて IASC は、かかる意味に応じて報告通貨を表示通貨と機能通貨に区分することから、旧 IAS21 における報告通貨に生じた測定面の問題に対処したと解される。

また、旧 IAS21 では企業の財務諸表を表示する通貨である報告通貨について通常企業が所在する国の通貨であるとし、企業が他の国の通貨を用いる場合、他国通貨を用いる理由の開示を要求すると共に、報告通貨の変更理由の開示も要求している (IASC [1993] par. 4)。このように、旧 IAS21 は報告通貨の選択に関して実質上規制を加えている。しかしながら、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(IASC [1989]) によれば、広範な利用者が経済的意思決定に有用な会計情報を提供することが財務諸表の目的である (par. 12) として、SIC 30 では企業の財務諸表の表示通貨は自由にかつ複数選択されることが合意されている (IASC [2001] par. 14)。IAS21 においても、表示通貨の選択について①企業集団には多様な機能通貨が存在するためその中の1つを(連結)財務諸表の表示通貨として規定する根拠がないこと、②国によっては法制度のもと財務諸表の表示通貨が規定されていることから、自由にかつ複数の通貨を選択できるとした (IASB [2003] par. BC12)。これは、企業が会計に使用できる通貨は通常各国の商法により規定されているため、ユーロ導入に伴い EMU 参加国では法改正が問題視されていることに配慮した結果であると考えられる (デロイト他 [1999])。換言すれば、旧 IAS21 の報告通貨選択に関する問題点 (表示面の問題点) も、ユーロ導入等の経済環境に伴い生じたものであるといえる。そこで、SIC 30 ならびに IAS21 では、報告通貨を機能通貨と表示

通貨に区分し、機能通貨の選択に対して規制を加える代わりに表示通貨の選択には自由度を与えることにより、経済環境の変化に伴い旧 IAS21 における報告通貨に生じた表示面の問題を解決したといえる。

以上のことから、旧 IAS21 の改訂要因は、ユーロ導入等の経済環境の変化により生じた、①当該企業の所在国以外の通貨を報告通貨として用いる場合の問題 (測定面の問題) と、②旧 IAS21 の報告通貨選択の規定に関する問題 (表示面の問題) にあることがわかる。

#### 4.2 機能通貨アプローチの導入の意義

IAS21 における機能通貨概念及び機能通貨アプローチの導入の意義を明らかにするために、本項では、第3節にて明示した状況アプローチと機能通貨アプローチの相違点と上述した旧 IAS21 の改訂要因との関連性を検討する。

まず両アプローチの中心にある通貨概念の相違に着目する。状況アプローチは外国通貨と報告通貨の2つの通貨を用いた報告通貨概念を中心に据えるのに対し、機能通貨アプローチは外国通貨と機能通貨と表示通貨の3つの通貨を用いた機能通貨概念を中心に据えた換算アプローチである。そのため、ユーロ導入等の経済環境の変化により、当該企業の所在国以外の通貨を報告通貨として用いる際に生じる問題 (測定面の問題) — 外国通貨と機能通貨と表示通貨とが全て異なるケース — について状況アプローチは対応できないが、機能通貨アプローチは対応可能となる。これは、第2の相違点として指摘した点であり、機能通貨アプローチでは機能通貨が表示通貨あるいは外国通貨でもない第3国通貨である場合に2つの方法 (TM法とCR法) を組み合わせて換算が行われるケース③が選択可能で

あることによる。

また、旧IAS21における報告通貨選択の規制に生じた問題（表示面の問題）についても、機能通貨と表示通貨を別に定義することから解決されることになる。旧IAS21では、報告通貨は通常企業が所在する国の通貨を意味するとして実質上の規制を加えている。ところが、ユーロ導入等の経済環境の変化に伴い、財務諸表は自由にかつ複数選択された通貨で表示される必要性が生じた。そのため、IAS21（SIC30）では、旧IAS21の報告通貨を表示通貨と機能通貨とに区別し、表示通貨については自由に複数選択できるとする一方で、機能通貨については9つの指標を設けて企業が一義的に機能通貨を決定させる手続きをとると共に、機能通貨の変更理由の開示を要求するなどの規制を加えたのである（IASB [2003] pars. 35-38）。このように、経済環境の変化に伴い旧IAS21における報告通貨の選択規制に関して問題（表示面の問題）が生じたが、IAS21では機能通貨と別に表示通貨を定義することから自由に複数の通貨が選択可能となり、かかる問題は解消されたのである。

以上の考察から、旧IAS21の公表以降に生じたユーロ導入等の経済環境の変化が、報告通貨概念に測定面と表示面の問題を生じさせたこと、そしてこれらの問題を解消するためにIASBは、機能通貨概念を導入すると共に、それを中心とした機能通貨アプローチを採用したことが明らかとなった。

## 5. おわりに

本稿はIASBが外貨換算会計史上同様に位置づけられてきた状況アプローチから機能通貨アプローチへと換算アプローチを変更し

た論拠、つまり、IAS21において機能通貨概念及び機能通貨アプローチが導入された意義について検討を行ってきた。

まず、換算目的及び換算概念に着目し、旧IAS21の採用した状況アプローチとIAS21の採用した機能通貨アプローチの特徴と相違点を明らかにした。その結果、①状況アプローチでは報告通貨が用いられていたのに対し、機能通貨アプローチでは代わりに機能通貨と表示通貨が用いられている点、②状況アプローチではTM法とCR法のいずれかにより換算が行われるのに対して、機能通貨アプローチでは2つの方法を組み合わせて換算が行われるケースが存在する点、③状況アプローチでは1つの換算目的及び概念が想定されTM法とCR法は共通の目的を達成する方法として位置づけられていたが、機能通貨アプローチでは2つの換算目的及び概念が想定されると共に、TM法とCR法はそれぞれ異なる目的を達成する方法として位置づけられている点が、両者の相違点としてあげられた。

続いて、これらの相違点がIAS21における機能通貨概念及び機能通貨アプローチの導入といかに関連しているのかを考察するために、まず旧IAS21の改訂要因についてSICを手掛りに導き出し、次にかかる導入の意義を検討した。その結果、ユーロ導入等の経済環境の変化により旧IAS21における報告通貨概念に2つの問題が生じたことが明らかとなった。1つは、財務諸表の表示に用いる通貨と異なる通貨をその測定に用いる企業が現れたことにより生じた測定面の問題と、もう1つは、財務諸表を自由にかつ複数選択された通貨により表示する必要性が生じたことによる表示面の問題である。これらの問題は、旧IAS21において報告通貨概念が財務諸表

の表示に用いる通貨として定義されていたことと、その選択が実質上規制されていたことに起因していた。そこで、IASB は、機能通貨概念の導入により、報告通貨から機能通貨を区分することから測定面の問題を、報告通貨から表示通貨を区分することから表示面の問題を解消したのである。ここに IASB が IAS21 において機能通貨概念及び機能通貨アプローチを導入した意義を認めることができる。

しかしながら、新たに IAS21 は相違点③に関連した課題（機能通貨アプローチには異なる2つの異なる換算目的と換算概念が並存すること）を抱える事となった点に留意されるべきである。外貨換算会計の史的展開を鑑みると、IASB による当該変更は重要な課題を残した変更であるといわざるを得ないであろう。この点については今後の検討課題としたい。

#### 【注】

- 1) 2003年12月の改訂後 IAS21 は、2005年12月に「在外営業活動体に対する正味投資額」の処理を修正するなど、数回にわたり部分的改訂が行われている。
- 2) 外貨表示財務諸表の外貨換算方法の史的展開に関する詳細については、Choi and Mueller [1978]; Ijiri [1983]; 井戸 [1986] 等を参照されたい。
- 3) 換算目的及び換算概念に着目し、外貨表示財務諸表の外貨換算方法の史的展開を論じたものに井上 [2004] がある。
- 4) IAS21 では、機能通貨を決定する際の主要な指標として、①財貨及び役務の販売価格に大きく影響を与える通貨である、②競争力及び規制が財貨と役務の販売価格を主に決定することになる国の通貨である、③労務費、材料費や財貨や役務を提供するためのその他の原価に主に影響を与える通貨であるという3つがあげられている (IASB [2003] par. 9)。
- 5) なお、在外営業活動体に対する報告企業の正

味投資額の一部を構成する貨幣性項目を換算する際に生じる為替差額は、報告企業の個別財務諸表上では損益として認識されるが、連結財務諸表等上では株主持分として認識される。そして、かかる正味投資額が処分される時に、当該為替差額は損益として認識される (IASB [2003] par. 32)。

- 6) ただし、超インフレーション経済下の通貨を機能通貨とする場合は、まず、IAS29 により修正表示された後に、財務諸表項目は全て CR で換算されることになる (IASB [2003] pars. 42-43)。
- 7) 機能通貨から表示通貨への換算方法については、IAS21 に先だって旧 IAS21 に関する解釈指針として公表された SIC 30 において規定されていた (IASB [2001] par. 6)。SIC30 における換算方法は、株主持分を含めて全ての項目を CR により換算する完全 CR 法と呼ばれる方法であった。その後 IAS21 において採用された CR 法は、株主持分については HR で換算を行う CR 法 (部分カレント・レート法と呼ばれる場合がある) であった。IAS21 において (部分) CR 法を採用した論拠としては、当該方法によれば、最初に機能通貨に換算した後に表示通貨に換算しても、直接表示通貨へ換算した場合と同じ結果となる点が指摘されている (IASB [2003] par. BC18)。なお、部分 CR 法と完全 CR 法に関する詳細については宮田 [1984] を参照されたい。
- 8) SIC19 公表の経緯に関する詳細は IASC 解釈指針委員会報告を参照されたい (小宮山 [1999]; 秋山 [2000])。
- 9) SIC 19 では機能通貨ではなく「測定通貨 (measurement currency)」という用語が用いられている。2001年11月の第7回 IASB 会議において、米国基準や一般的に用いられている用語という点に配慮して、「測定通貨」を「機能通貨」という用語に置き換えることが決定された (山田 [2002 a]; 山田 [2002 b])。よって本稿では「測定通貨」を用いず「機能通貨」に統一して用いる。

#### 【引用文献】

- 秋山純一 [2000] 「IASC 解釈指針委員会 (第12回 ロンドン会議) 報告」『JICPA ジャーナル』No. 538, pp. 82-84.

- Choi, F.D.S. and G.G.Mueller [1978] *An Introduction to Multinational Accounting*, Prentice Hall International Inc.
- デロイト・トウシュ・トーマツ [1999] 『ユーロの会計税務と法律』 清文社。
- 井戸一元 [1986] 『外貨換算会計生成史研究—外貨換算会計基準国際的調和化に向けての基礎研究—』 (国際会計研究叢書) 豊橋創造大学経営情報学部。
- Ijiri, Yuji [1983] “Foreign Currency Accounting and it’s Translation”, in R.J. Herring (ed.), *Managing Foreign Exchange Risk*, Cambridge University Press, pp. 181-212.
- 井上定子 [2004] 『外貨換算会計の史的展開に関する研究』 (神戸商科大学大学院博士課程論文)。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2003] *International Accounting Standard 21 (revised 2003), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, IASB.
- International Accounting Standards Committee (IASC) [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- IASC [1993] *International Accounting Standard 21 (revised 1993), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, IASC.
- IASC [1998] Interpretation SIC7, *Introduction of the Euro*, IASC, Standing Interpretations Committee (SIC).
- IASC [2000] Interpretation SIC19, *Reporting Currency—Measurement and Presentation of Financial Statements under IAS21 and IAS29*, IASC, SIC.
- IASC [2001] Interpretation SIC30, *Reporting Currency—Translation from Measurement Currency to Presentation Currency*, IASC, SIC.
- 小宮山賢 [1999] 「IASC 解釈指針委員会 (第10回 ロンドン会議) 報告」『JICPA ジャーナル』 No. 533, pp. 97-99.
- 宮田達郎 [1984] 『外貨建取引等会計処理基準十講 [改訂版]』 同文館。
- 山田辰巳 [2002 a] 「IASB 会議報告 (第6回会議)」『JICPA ジャーナル』 No. 558, pp. 66-72.
- 山田辰巳 [2002 b] 「IASB 会議報告 (第7回会議)」『JICPA ジャーナル』 No. 560, pp. 98-106.